

ばんけい

教育ほんとにゅーす
かわら版こ みち
教育の小径No.215
2026 September
9月号

(一財)総合初等教育研究所 参与

北 俊夫先生



今月のことば

はと まめ でっ ぼう
鳩が豆鉄砲を
食ったよう

突然のことにびっくりして目を丸くしている様子をいいます。「食う」とは「被る」の意味で、豆鉄砲の豆を「食べる」ことではありません。

緊迫感のある防災・避難訓練に

- 9月は「防災月間」です。防災意識を新たにし、学校の防災教育や防災体制を総点検してはどうでしょうか。
- 防災訓練や避難訓練のマナー化を防ぐためには、多様な災害や場面を想定して実施することがポイントです。

9月は防災月間です

大正12年(1923年)9月1日に発生した関東大震災では、10万人以上が犠牲になりました。この大惨事を忘れないようにするとともに、災害の教訓を生かそうと、この日が「防災の日」に定められました。また、この時期は台風による被害が多いため、9月は「防災月間」とされています。

この時期には、各地で県(都、道、府)庁をはじめ、市(区)役所や町(村)役場、地域の自治会や町内会、消防団などが一体になった防災訓練が行われています。防災訓練や避難訓練を実施することで、地域住民の防災意識を啓発し、地域の防災力を高めることができます。学校も地域の構成員として積極的に関わり、子どもたちの防災意識を高めることが求められます。

各学校では、安全教育推進の観点から防災教育を教育課程に位置づけ、防災訓練や避難訓練を実施しています。毎月1回校内での避難訓練を実施している学校もあります。定期的に実施することにより、子どもたちの防災意識を高めることができます。

ただ実施に当たっては、命に関わることからどうしても教師主導の指導になり、子どもたちは受け身の姿勢にな

りがちです。また、繰り返し実施していると、どうしてもマナー化し、緊迫感に欠けることがあります。

発生が想定されるあらゆる災害を自分ごととして受けとめるとともに、災害発生の状況を自ら判断し、「自分の身は自分で守る」行動がとれる子どもたちを育てることが何より重要です。

多様な災害を想定した訓練を

身近に発生する可能性の高い災害には火災のほか、自然災害があります。わが国は地震国ですから、いつでもどの程度の地震が発生するかわかりません。地震の発生に伴って、火災をはじめ津波や土砂災害が発生することがあります。わが国は火山国でもあります。現在、北方領土を含めて111の活火山が指定されています。地震や豪雨によって、各地で水害や土砂災害が発生しています。いずれも私たちの命や財産を脅かす恐ろしい災害です。

学校での避難訓練は、火災や地震の発生を想定したものが多くあります。地域の実情を踏まえて、例えば、土砂災害警戒区域に指定されている地域や津波に見舞われる可能性のある地域では、市(区)役所や町(村)役場の危機管理や防災対策の担当者の助言を得ながら、あらゆる災害状況を想定した

今月の記念日

9月14日

コスモスの日

「ホワイトデー」(3月14日)から半年後のこの日は、コスモスを添えてプレゼントを交換し、お互いの愛情に感謝する日とされています。

避難の実施方法を検討します。

子どもたちは避難訓練をとおりて、多様な災害から自分の身を守る術を学んでいきます。

社会科や理科、特別活動など関連する教科等で、災害や防災についての基礎的な知識や技能を身につけます。これらはいざというとき、確かな行動をとる際の基盤になります。

さまざまな場면을想定する

災害はいつ起きるかわかりません。学校での火災を想定した避難訓練は、2校時の後半など、授業中に実施されることが多いようです。ときには、休み時間や清掃の時間、放課後などさまざまな時間帯に実施することも考えられます。また、火災の発生も給食室、家庭科室、理科室などさまざまな場所を想定した訓練が必要です。

発生場所によって避難の経路が違ってきます。さまざまな場面を想定して訓練することで、子どもたちは状況を捉え、自ら判断し自ら行動する、主体的な危機回避能力を身につけます。

避難訓練は学校の行事として実施されますから、事前に周知されていることが多いようです。時機をみて、管理職や担当者だけが計画し、予告なく実施することもよいでしょう。

多様な子どもに込んでいるか

ここでは「学校観」について考えます。義務教育において「国民は、普通教育を受けさせる義務を負う」（教育基本法第5条）と規定されています。ところが、年間に30日以上登校しなかった小中学生は、令和6年度において全国で約35万4千人だったと報告されています。不登校とはさまざまな事由で長期にわたって定められた学校に行けない、あるいは学校に行かないことです。学校は行くものとする従来の学校観が揺らいでいるようです。

子どものなかには、遠くの特認校に通ったり、山間留学をしたりしています。フリースクールなど民間の教育施設に卒業年齢まで通っている子どももいます。これらは従来の学校に代わる受け皿として役割を果たしています。こうした状況の背景には、既存の学校が子どもたちの多様なニーズや課題にできていないことが考えられます。

学校では、限られた人数の教師が大勢のしかも多様な子どもたちを指導していますから、一斉に指導し、どの子どもにも同じ結果を求める傾向があります。このことは重要なことですが、学校の方針や教師の指導に合わない子どもは不適応を起こし、やがて学校への登校を拒否するようになります。

義務教育の学校はさまざまな状況や課題をもった子どもたちを受け入れる開かれた教育機関です。多様な子どもたちのニーズに配慮し、教育の人的、物的な環境や条件を整備することが重要です。子どもたちの多様化に伴い、画一的な教育を想定したこれまでの学校に対する考え方を改める必要があります。学校観は子どもの教育に大きく影響します。



自転車の乗り方指導

この4月1日から自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」が導入されました。自転車の乗車中に悪質・危険な交通違反をした場合、反則金が科せられることになりました。

例えば、携帯電話を使用しながらの乗車には1万2千円、信号無視や右側通行には6千円、無灯火やブレーキが不良の場合には5千円が科されます。「青切符制度」の対象は16歳以上ですが、小中学生も自転車を利用していますから、学校で自転車の基本的な交通ルールを指導する必要があります。

自転車の安全利用の5原則があります。①車道が原則、左側を通行、歩道

の通行は例外、歩行者を優先。②交差点では信号と一時停止を守り、安全の確認。③夜間はライトを点灯。④ヘルメットの着用。それに⑤飲酒運転の禁止です。子どもたちには、自転車は「車両」であることを徹底して指導するようにします。

16歳以下の子どもや高齢者は例外規定として、歩道を走行することができます。その場合には、歩道の車道寄りを安全に留意して走行すること、歩行者の妨げにならないようにすることなどが定められています。

これまで自転車の交通違反は比較的大目にみられてきました。学校では学級活動や学校行事などの時間を活用して、自転車は車両であることを認識させ、交通規則に則った正しい乗り方を指導することが求められます。



新しい用語での言い換え

一般に新しい教育課題が提起されると、新しい言葉（用語）やフレーズが使われることが多いものです。新鮮さやインパクトがありますから、広報力や啓発力を発揮します。一方、それを耳にした学校現場では「新しい課題に取り組まなければならない」と受けとめ、負担感を抱くことがあります。

新しい用語の趣旨や意味を確認めると、必ずしも新しいことではないことがあります。例えば「主体的・対話的で深い学び」のある授業をつくるのが課題になっています。「主体的な学び」とは、子どもたちが自ら課題意識をもって主体的に問題解決していく学習だと捉えると、これまでも取り組んできたことです。また、「対話的な学び」につ

いても、さまざまな人たちがものごとに関わりながら学びを展開していくことですから、これまでと大きく変わるものではありません。友だちとの協働的に学び合う活動は従来から行われてきました。

「カリキュラム・マネジメント」についても、学習指導要領の総則に示されている内容を見ると、まったく新しい内容ではないことに気づきます。

新しい用語には、新しい課題を提起しているものと、従来の課題を再整理し明確にしているものがあります。後者の場合、言い方は変わっても、内実は変わっていないことがあります。

新しい用語を実践に移すとき、言葉や用語の趣旨や意味、真意を確認め、従前の取り組みとどこが異なるのか。どこは同じなのかを明確にすることが大切です。新しい用語や言い方に惑わされないよう教育の理念と実践の軸足をしっかりもちたいものです。（ぎ）

INFORMATION

自然災害防止教育と学校の役割

防災訓練や避難訓練を行うだけではなく、その意義や必要性を子どもたちに認識させることの重要性を説いた一書！

著者／北 俊夫
定価／1,430円（税込）
発行／株式会社 文溪堂



「教育の小径」のすべてのバックナンバーを文溪堂ホームページからお読みいただけます。

お知り合いの先生にもお勧めください。



ぶんけい 教育の小径 検索

編集後記

災害に対して敏感に反応すると、「おかげさ」と思われることがあります。避難訓練を真剣に取り組むと、「本当の地震じゃないのに」と、クラスメイトにからかわれたことがありました。しかし、「怖がる気持ち」があるか無いかで、いざという時の動きが変わるように思います。「災害を正しく怖がる」気持ちを、大切にしてほしいと思います。（M記）



企画・編集：ぶんけい教育研究所
発行：株式会社 文溪堂
発行日：2026年9月1日